規則

○会計検査院規則第二号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月一日

会計検査院長職務代行
検査官　原田　祐平

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第二十三条	同法第二十条第二項	共通政令第二十二条第二項において読み替えて準用する同条第一項本文
国立研究開発法人国立循環器病研究センター			
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター			
国立研究開発法人国立国際医療研究センター			
国立研究開発法人国立成育医療研究センター			
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター			

を

国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第二十三条	同法第二十条第二項	共通政令第二十二条第二項において読み替えて準用する同条第一項本文
国立研究開発法人国立循環器病研究センター			
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター			
国立研究開発法人国立成育医療研究センター			
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター			

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

十二条第一項	読み替え	条第一項